平成２７年度国立研究開発法人森林総合研究所調達等合理化計画にかかる自己評価

平成２７年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
２．重点的に取り組む分野（【　】は評価指標） （１）研究開発用に係る物品及び役務の調達 研究開発用に係る物品及び役務の調達について、平成27年度においては、新たに①及び②の取組を実施することで、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を目指す。		研究開発用に係る物品及び役務の調達について、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行うことが出来た。また、業務運営に係る物品・役務等の調達についても効率的な調達を行うことが出来た。 なお、一者応札・応募の改善については、計画した取組を実施したが、平成26年度と比較して、契約件数・額ともに増加した。これは、新規委託研究事業の受託に伴い競争性の低い研究用特殊物品等の調達が増えたためである。 また、新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立については、計画した取組を実施したが、平成26年度と比較して、契約件数・額ともに増加した。これは、森林保険センターの森林保険事務委託が加わったこと、及び新規委託研究事業の受託の増加に伴い研究用特殊物品等の調達が増加したことによるためである。 不適正経理事案については、再発防止策を継続することが出来たが、再発防止策の徹底を図るため、平成28年度には研究費執行に係るマニュアルの作成を行うこととした。
①　特殊で専門的な研究開発機器の調達及び試作等であ り、契約の相手方が特定される場合について、随意契約によることができる具体的事由を契約事務取扱要領において明確にし、調達事務の合理化及び早期調達を推進する。【契約事務取扱要領の改正】	・契約事務取扱要領を改正し、随意契約によることができる具体的事由を明記した。	
②　単価契約の対象品目を拡大し、調達手続きの簡素化と納期の短縮等を図る。【調達手続きの簡素化と納期の短縮】	・単価契約の対象品目の見直しを行い、通常の物品調達の場合と比較して契約に要する事務を２週間程度短縮するなど調達手続きの簡素化と納期の短縮を図った。	
２．（２）業務運営に係る物品・役務等の調達の見直し 業務運営に係る物品・役務等の調達について、調達業務の効率化・合理化の観点から、平成27年度においては、①～③の取組を実施することで効率的な調達を目指す。		
①　物品・役務について共同調達又は一括調達の取組の推進【調達手続きに要する事務及び調達金額の節減】	・本所と支所等（2件（前年度0件））、本所と育種センター（1件（前年度1件））、北海道支所と北海道育種場（6件（前年度9件））、東北支所と東北育種場（7件（前年度7件））、九州支所と九州育種場（7件（前年度6件））、森林整備センターと森林保険センター（1件（前年度は整備局との共同調達1件））において共同調達を実施し、調達手続きに要する事務の軽減を図った。	
②　複数年にわたる調達が経済的又は効率的と判断されるものについては、複数年契約を行うことにより、調達金額の節減及び調達事務の効率化を図る。【調達手続きに要する事務及び調達金額の節減】	・施設の保守、自動車借り上げ、複写機の借り上げ等複数年契約に移行することにより調達手続きに要する事務の軽減を図った。	
③　調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】	・建設工事等4件（前年度3件）、測量・建設コンサルタント等業務関係4件（前年度0件）、物品等49件（内20件は整備センター、前年度0件）の発注見通しをホームページで公表した。	

平成２７年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
（３）一者応札・応募の改善 一者応札・応募となっている調達について、平成25年度と比較して平成26年度は件数・金額とも減少している。平成27年度においては、①から③の取組を実施することで、更なる適正な調達を目指す。		
①　入札審査委員会や契約監視委員会による事前審査・事後審査の実施【審査件数】	・入札審査委員会：本所46回131件（前年度34回84件）、支所等57回74件（前年度50回66件）、保険センター5回5件、整備センター35回52件（前年度36回58件） ・契約監視委員会による事後審査：15件（研究育種12件（前年度8件）、整備センター3件（前年度15件））	
②　調達見通しを作成しホームページで公表【公表件数】	・建設工事等4件（前年度3件）、測量・建設コンサルタント等業務関係4件（前年度0件）、物品等49件（内20件は整備センター、前年度0件）の発注見通しをホームページで公表した。	
③　入札説明書受領者へのアンケートの実施【アンケート実施件数】	・一者応札・応募となった案件について、入札説明書を受領しながら応札を行わなかった業者に対して、その理由等を辞退届又は聴き取り等により調査を行った。（実施件数：研究育種62件（前年度30件、アンケート未実施6件）、整備センター15件（前年度6件）	
３．調達に関するガバナンスの徹底（【　】は評価指標） （１）新たな競争性のない随意契約に関する内部統制の確立 新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件（工事250万円を超える、物品の購入160万円を超える、役務100万円を超える）については、法人内に設置している契約監視委員会（外部委員２名、監事２名）にて、随意契約によることができる事由の整合性、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から事前審査を受けることとする。【契約監視委員会における事前審査の実施】	・契約監視委員会における事前審査を行った。（実施回数：9回22件）	
（２）不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組 平成26年12月19日に調査委員会による原因解明状況を踏まえ、当所が公表した「独立行政法人森林総合研究所における不適正経理処理事案に係る調査報告書（中間報告）」における再発防止策について、その措置を継続する。		

平成２７年度調達等合理化計画	業務実績	自己評価
①　対応策については、業務監査を行う監事と連携し、その意見も踏まえて遺漏なきを期す。【監事意見等】	・監事と連携して、対応策を実施した。 ・監事意見等：期中の監事の業務監査において、再発防止策について引き続き対応するよう指摘を受け、必要な対応策を実施している。	
②　不適正な経理処理の再発防止、コンプライアンス及び内部統制について、職員を対象とした各種研修を実施する。【不適正経理の再発防止等のための研修の実施】	以下の研修を実施した。 ・平成27年9月7日コンプライアンス研修（483名） ・平成27年9月8日公的研究費及び科研費の事務に関する説明会（55名） ・平成27年9月30日公的研究費及び科研費の事務に関する説明会（195名）	
③　研究費の執行（契約、納品・検収等）について、その手続き及び留意する点等についてマニュアルを作成し職員に周知する。【マニュアルの作成】	以下のマニュアルを作成した。 ・公的研究費の事務手引き(平成27年9月8日) ・科学研究費助成事業（科研費）経理事務手引き（平成27年12月18日）	